

採薬使植村政勝の越中、立山来訪について —松儀家文書「享保十六年 薬草一卷」の記述を加えて—

吉野 俊哉

はじめに

幕府採薬使は、享保7年と16年の2回越中を訪れた際、いずれも立山へ足を踏み入っていた。

この時期、諸国を訪れた採薬使はその行程や薬草見分の記録を「採薬記」にまとめて残すことが多かったが、現在ではそれが当時の物産政策の事例、植物相を知る史料ともなっている¹⁾。頭書2回の採薬での記録では、享保7年に野呂元丈らが訪れた際のことを記したとされる『北陸方物』の存在が知られているが、残念ながら現存は未詳である²⁾。また、植村政勝が来訪した享保16年の採薬については、植村が享保5年以来採薬使として活動した34年間の記録をまとめた『諸州採薬記』の中にその記述がある。同書は、將軍からの求めによって元文5年(1740)吉宗に、宝暦5年(1755)には家重に献上されたもので、採薬各地の産物の他、そこで見聞きした逸話、風俗などを国別に書き記したものである。越中国での記述は、そのほとんどが立山での見聞に終始しており、布橋から頂上本社及び地獄谷の様子や雷鳥にも触れている。

筆者はこれまで、地方に残された文書を中心に越

中での幕府派遣採薬使の行程や薬草見分の実態を調査してきたが、この『諸州採薬記』に記された享保16年の立山での採薬活動の実態も興味深い。これまで管見した史料『為覚通聞記³⁾』には、その際の越中での行程に関する部分があり、そこから採薬使が立山へ登っていた事実は確認できたが、なお行程の全体像には不明な部分が多かった。

今回閲覧の機会を得た松儀家文書『享保十六年薬草一卷』⁴⁾(以下、「本史料」)は、領内で採薬使受け入れの実務に当たった十村や支配層百姓へ伝えられた廻状の内容に、飛騨から越中にかけての採薬の道筋や立山山域での日程に関する詳細な記録を含むものであった。

そこで、小論では「本史料」を翻刻し、そこに記された植村政勝の越中国内での行程、日程を整理する。また特に立山山域での行程と『諸州採薬記』にある立山での記述の背景を、その書誌的な経緯とを含めて考察したい。なお次章以下、小論本文中へ「本史料」を引用する際は、史料名を略し【n丁A/B】で、丁数と記載面を示した。

1. 『諸州採薬記』の記述の特徴

1-1. 『諸州採薬記』の成立

採薬使派遣を記した史料には、二つの立場から書かれたものがある。一つは採薬使自身が記録した文書や旅日記、復命記録となる「採薬記」などであり、もう一つは、各地で受け入れに当たった側に残る留帳や関係者の私的日記などである。

同じ派遣の事例を、この二者の視点による記録から詳しく照合できれば、行程や具体的な成果などの実態を正確に知ることができる。その点からも、地方の文書発掘は重要である。

ただ、植村政勝自身がその都度記録した旅日記自体はまとまった形で現存しておらず、記録が辿れる

史料は後年にまとめられたものに限られる。しかもそれには異本が多いことから、史料としての扱いに注意が必要である。

植村政勝による採薬の報告書は、早くは享保11年(1726)には作成されていたようである。『有徳院実記付録卷十⁵⁾』には「このほど植村佐平次政勝(駒場御薬園監)も採薬の事を奉りて、諸国を遍歴せしかば、その所々の地理風俗を得てたてまつるべしと仰せあり。しかも成島道筑信遍これにそふて。その旨をよくまうしなして書かしむべしと命せらる。享保十一年八月にその書成りて台覧にそなへしとなり。」とある。

この時の報告書は12巻にまとめられたもの(以下、「12巻本」)だが、同書は現存していないため⁶⁾、書名自体が、既に現在知られている「諸州採薬記」であったのかも不明である。

その後、元文5年(1740)には内容を9巻にまとめた『諸州採薬記』(以下、これを指す場合は「9巻本」という)が作られ、吉宗に献上される。さらにその後命を受け、再度内容を約めるとともに宝暦3年までの採薬の内容を含めて5巻(以下、この5巻に編んで家重に献上のものを指して『諸州採薬記』という)にし、宝暦5年に家重に献上した⁷⁾。現在写本で残るのはこれである。但し、各地に残る写本には『諸州採薬記抄』『諸州採薬記抄録』『二十七国採薬記』『採草風土記』などと題された異本が多く、それぞれに文言の異同が多数見られる⁸⁾。

それだけではなく、『諸州採薬記』は安永3年(1774)1月、小野高尚が再編集して序文をつけ、『本朝奇跡談』と題し、京都の書肆が刊行した。但しそれには筆者の名前を記していない⁹⁾。ここで植村政勝の名が伏せられた理由や、将軍に献上された後それが市井の書肆から刊行された経緯は不明だが、植村政勝による採薬行の実態、成果はこのような形からも広く流布していたことは興味深い。

『諸州採薬記』には、植村政勝が採薬に訪れた先を

国ごとに武蔵、伊勢、志摩、紀伊、大和、淡路、阿波、土佐、伊予、讃岐、伊賀、下野、甲斐、駿河、信濃、飛騨、越中、越後、陸奥、出羽、常陸、尾張、丹波、下総、近江、伊豆、遠江の順に27カ国を載せるが、これは訪問の順ではない。またそれぞれの国毎の内容には、通常の採薬記録に見られる薬草と採集場所の列挙はほとんど見られず、各地で見聞した風俗や伝承などが大部分を占めるもので、内容的にはこの時代の紀行文として価値が高いものとされる¹⁰⁾。将軍が命じた「約めよ」との指示によって、同書が最終的に紀行文の性格が強くなった訳である。越中国の内容については次章で詳述する。

植村政勝は、幕府御庭方として採薬に際して各地の政情視察の任務を兼ねていたとも言われる¹¹⁾が、『諸州採薬記』の内容を見た限り、本務的な薬草見分の他に、後年になってまとめるに足るよう、行程中は相当丁寧に各地の風物やその由来を見聞し、かつ記録していたことが窺われる。同書は、そのような具体的な記録を元にして、将軍への献上に応じて内容を選択し12巻、9巻、5巻と徐々に簡略化されて成立していったと見られる。

1-2. 『植村政勝諸州採薬記原稿』残欠』から見た『諸州採薬記』への過程

現在では「9巻本」も残されていないため、植村政勝が残した具体的な行程や見聞の内容を知る手がかりは、先ず『諸州採薬記』の記述に拠ることになる。但し、採薬行程の一部分のみの記述ではあるが、政勝の日誌をもとに白井光太郎が明治43年に作成した写本「『植村政勝諸州採薬記原稿』残欠」(以下、「原稿」)が別に存在する。これは享保14年(1729)3~8月に伊賀・大和・紀伊で採薬した際の日誌¹²⁾とされることから、現存する『諸州採薬記』にまとめられる前の段階が管見できる史料と見てよいのではないかと考える。

「原稿」の構成は、日付順に天気、宿泊先、関係し

た村役人などの名を記す主に旅日誌的内容と、人参、黄柏、黄精、防風、羌活、升麻、威靈仙など薬草を見分の結果として列記する採薬記録の内容からなる。このように「原稿」は、私的な覚書というよりも行程日誌であり、宿泊先や現地で関係した人名、比較的具体的な数字を含んだ行程の詳細な復命としたものである。

この「原稿」の内容は、書かれた年代から見て享保11年の「12巻本」には関与しないが、その後の「9巻本」の記述には含まれていた可能性は高い。

しかも度々内容を約めながら作成している経緯を併せて考えれば、「12巻本」は採薬活動を総括したものではなく、その後も採薬の度に残されていった日誌を、最終的に宝暦3年に「9巻本」に総括して献上されたものと考えられる。

そこで、「原稿」にある伊賀、大和、紀伊の記述と、『諸州採薬記』にあるそれらの国々の記述とを対照したところ、合致する項目が数箇所見られた。またそれぞれの採薬地での記述量は「原稿」の方が多いにもかかわらず、それでも「原稿」には記載がない、『諸州採薬記』にのみ記された項目も存在する。これは伊賀、大和、紀伊へは、「原稿」の存在する享保14年だけではなく享保11年、12年、17年、19年、20年と頻繁に訪れているので、『諸州採薬記』の方にだけ見られる内容は、「原稿」以外の年の採薬で見聞した内容に拠っているとも考えられる。

以下に、両者の該当部分を引用し対照させ、「原稿」と『諸州採薬記』の内容が付合する部分で取舍選択の跡をたどり、その記述の特徴を挙げてみたい。

〈伊賀国での記述〉

「原稿」：

A 一蔵繩手村、此所迄式里余

此所其外此辺俗ニウニ¹³⁾云物有、珍物也、土石ニ不有、地より掘シ黒色にして岩ニ似ル物成、是ヲ薪ニ致申處甚能モエル事、右四色有上品と申候

ヲ木ウニト云、代銭十貫目ニ付六拾五匁宛の値段也、内ニ板ウニト云モノ有、値段同断、中品ハ綿ウニト云、代銭十貫目ニ付五拾五匁宛、下品 土ウニト云、代銭右の目にて五十匁宛

(中略)

B 十三日晴天

一同村より指杉峠迄甘丁余、坂也、此所郡境、東北、宇施郡多羅尾治左衛門代官所、西南、吉野郡幸田善大夫御代官所、右の所ニ義経ノ御指候ト申傳ル杉、三かい斗、

七八間成大杉ノ木有

同駒つなぎ石〇杖石ト云有、此所にて文治元年極月廿九日より正月三ヶ日被成、明二年四日ニ此所ヲ義経出立スト云、其時義経古歌

義経のかたみのために／さし杉をときわの色にまよいこそすれ

『諸州採薬記抄録』：

一 伊賀国

A' 阿津(拝)郡蔵繩手村領。此辺の村々にて、うにといふ物地より出る。墨のやう成土をほり出し、常の薪とす。上下の品有て上のうに八十貫目に付価百銭位、下のうに銭七十銅位に過ぎず、尤綿うにといふ。

B' 同国指杉峠、此所に杉の大木あり。義経の指杉といふ歌に

義経のかたみの為の指杉を／常盤の色にまがへこそすれ

「うに」の値段や品質の記述は、簡略にしながらも具体的な数値を残す。一方で義経伝説に古歌やゆかりの名所は記述を残すが、具体的な日付や採薬先での関係者名などは全て略している。また、義経・弁慶伝説であっても「駒石」「杖石」の記述は省略されている点、編集の際の判断が見える。

『諸州採薬記』には、この外に「原稿」には見られ

ない鉱産物「嶋」、「雲母」に関する記述がある。

〈大和国での記述〉

〔原稿〕：

A 一前鬼泊り、此道大難所、四里半、宿 山伏堀内将監、／此所芮鬼の子孫と云テ、只今ニ前鬼、五鬼ト云テ、山伏斗五人有、尤聖護院入山の節山切明のさうまと云テ五人有（中略）

大躰の云ニ、大参前鬼山、五鬼と云其山伏の名、将監○不動○繼○助○中邑、右五人の者共家作甚宜相見

〔諸州採薬記〕：

A' 大峰前鬼山といふ所に予三夜旅宿す。道路ものすごき陰地なり、往古より語り伝ふ所の前鬼後鬼といふもの曾て此所也。此二人の名不働綱助、中村将監、其子の名、鬼童、鬼熊といふ。此者共親子兄弟を撰ばず婚姻をなすと云り。

里程や人数など数値は省略する。大峰前鬼山に関する伝承部分は全体に要約するが、山伏を指すと思われる人名など、詳細な部分が不確かである。別の資料を参照したことも考えられ、両者の内容的なつながりは不十分である。

〔諸州採薬記〕には、この外に「原稿」にはなかった「芳野山本堂」、「南都興福寺」、「金剛山」、「多武峰」、「雲母の産出 十津川」などでの記述がある。

〈紀伊国での記述〉

〔原稿〕：

A 一高野山より○毒水／かうほうの古歌
^{ハズレ}点でも呑やしつらん 旅人の高野のおくの
玉川の水

〔諸州採薬記〕：

A' 高野山に大秘所あり。是を高野の名所とす。
常の参詣旅人は此所に入らずといふ。
わすれても汲やしつらん旅人の
高野の奥の玉川の水
執事より毒水法度の制札あり。

この部分では、「原稿」ではメモ程度の「高野山玉川の水が毒を含むこと、弘法大師がその飲用を戒めるために作ったとする古歌」を、言葉を補って詳述している。編集は、必ずしも「原稿」を要約して短くした事柄ばかりではない。

〔諸州採薬記〕には、この外に「原稿」にはなかった「牟婁郡相瀬村の大石」、「科巻村の安珍清姫」、「内山村の唐墨」などの記述がある。

以上は部分的な対照ではあるが、これらの例を見る限りは、「原稿」にあった採集品の羅列や関係者の人名、日付、里程、天候など日誌的部分がまず省かれていったようである。また各地の産物（動植物、鉱物）については、植村政勝自身の「珍しい事柄」を選択する眼を通して、珍品、名産の紹介部分が適宜選択された。その際には、古歌や土地にまつわる伝承、社寺仏閣の由来、堂社の造りなどの地誌的な要素を比較的詳細に残しているようである。但しそのため、記述が単発情報の盛り合わせとなり、統一した紀行のストーリー性の乏しさが感じられる点も否めない。全体的に、当初から紀行文として意図して書き進めたものではなく、あくまで採薬記を基に編集したことの片鱗を残している。

越中国を含む「原稿」に無いその他の国々の記述は対照できないが、編集で約めた内容の統一性を考えたとき、記述の取舍選択に当たっては同様の方針があったものと推察される。

1-3. 〔諸州採薬記〕での越中国に関する記述

〔諸州採薬記〕にある紀行文の要素を具体的に見た

上で、本項では越中国の記述を取り上げ、その内容の特徴や実際の採薬行程との関わりについて考えた

い。
越中国の記述量は他の国に比べて多いものであるが、冒頭の越中船橋の記述以後は、立山での見聞のみに終始している。自然を観察する視点と禅定登山者の視点からの内容が細部に及んでおり、山中では興味を惹いた点が多かったようである。当時の立山禅定道や山中の様子については、経路に沿って順に挙げられている点にストーリー性も感じられる。以下に記述の特徴を分類し、挙げてみる。

○越中（立山）で見聞、体験を元に記載する項目

・「船橋」・「嬬堂」・「天の浮橋」・「布橋詰の杉大木」・「藤橋」・「伏拝み」・「立山権現本社」・「開基慈興上人」・「雷鳥」・「山中の湖水」・「立山の地獄」・「山上の積雪」

産物の有無や地誌だけではなく、禅定道に沿って堂社や地元の信仰の伝承、古歌などを挙げる。このような名勝や堂社の由来について記述が多い点は、他国での記述で比較的好く見られた点である。

○堂社などに具体的な寸法を挙げた個所

他の国では道中の里程以外、寸法の記述はあまり多く見られないが、下表のような、数値の記述の多さは特徴に挙げられよう。山中を通過しただけではなく、一つ一つを意識して見聞きしていたことの現れであろう。

船	橋	船橋七拾六艘 ¹⁴⁾ にて掛る日本一の船橋也														
嬬	堂	姥堂五間四面西向也														
天	の	浮	橋	長サ式拾五間横式間余												
橋	詰	の	杉	大	木											
藤	橋	長サ二十七間の藤の釣橋有り														
立	山	権	現	本	社											
九	尺	に	式	間	南	向	也	左	弥	陀	中	宝	蔵	右	不	動
山	中	の	湖	水	山	中	に	一	里	程	の	湖	水	あ	り	
山	上	の	積	雪	此	節	山	上	の	雪	深	き	事	四	五	尺

○案内人から聞いた内容の記載

文中に「案内人のもの語るにまかせ是に記す」とあるように、立山では、案内人から登山道や途中の名所の由来について詳しく話を聞きながら登っていたようである。伝聞での内容を記しているため細部に齟齬も見られるが、見聞きした内容の幅広さは、この採薬行では、単に薬草の見分だけではなく、積極的に地誌や各地の習俗の情報を収集していたことを窺わせる。

〈加賀藩から嬬堂への寄進〉

・此堂に加州より米百俵づつ年ねん寄附有。但五斗入なり。

〈布橋の古歌〉

・浮橋に古歌有

波高く渡る瀬なし船もなし／昨日もけふも人はこえける

読人しらす／案内人のもの語るにまかせ是に記す

〈伏拝み〉

・諸国より参詣の者十人の内八九人は此所より帰る。ふし拝みと云所也 諸人此所より拝して帰るによりてその名有といふ。

〈慈興上人〉

・当山の開基慈興上人、大宝元年より元文五年申年迄千四拾有余年に成といふ。

〈地獄谷〉

・此（※湖水：みくりが池—筆者）近辺より温泉涌出る是を立山の地獄といふ 参詣の人を迷し錢を出さしむる¹⁵⁾

〈雷鳥〉

・又山中ニ鶉といふ鳥あり雉子の男鳥に似てとさか有美き鳥也此山の名鳥なりといふ

〈登山の險難〉

・立山の險難なる事、富士山へ十度登るよりも立山へ一度登る方甚辛苦すといへり回国の僧も山上迄行届者百人に壹人もなしとかや。

〈残雪〉

・今年の時候例年と違ひ暑熱のつよき方に覚ゆ。
此節山上の雪深き事四五尺あり。(中略)彼深雪
例年酷暑の節一日の内にもきゆる事なし¹⁶⁾

立山での滞在期間については「六月十日より同十五日夜まで此山に居る事五日」としているが、これが「本史料」での越中滞在日程と異なっている点は後述する。

2. 享保16年の植村政勝による採薬の行程

2-1. 江戸出立まで

この年の植村政勝の採薬日程は、4月5日に江戸を出発し7月14日に江戸に帰着したもので、途中信濃、越中、越後、飛騨、美濃、尾張の各地を訪れた¹⁷⁾。

採薬使が江戸から地方へ派遣される際には、例年予め江戸で幕府勘定奉行が、訪れる先を領する藩の江戸留守居役らに採薬の予定を申し渡し、併せて派遣の責任者である丹羽正伯がそれらの者を私邸に呼び、実務の詳細を指図していた¹⁸⁾。この年も同様に進められたことは『随筆』(吉川随筆)¹⁹⁾の記述から確認できる。

享保16年／同二月駒木根肥後守様より御勘定処え留守居罷出候様申来二宮彦左衛門罷来候処薬草之儀被仰聞候事右に付丹羽正伯老え彦左衛門相向委細承り候申事

「駒木根肥後守」は幕府勘定奉行、「二宮彦左衛門²⁰⁾」は富山藩の江戸聞番である。

2-2. 江戸出立から越中までの行程

行程について『覚為通聞記』には、

享保十六年六月植村左兵治と申いかくみ類御侍

壱人御廻し被為成候、これハ飛騨国 越後へ御通り候、当御郡へハ富山芦峯へ御廻立山ニ式夜又芦峯泊り、夫ハ前沢新村ニ一宿魚津ニ一宿泊りニ一宿被成候、四日ニ芦峯へ御廻、十日ニ泊り御立候

とあるように、飛騨→越中→越後の行程をたどり、越中国内にあつては、実際に見分に訪れた村々は未詳ながら、飛騨方面から越中へ入った後は富山→立山→魚津→泊への移動を基本線とし、脇へ入り採薬

を行いながら越後へ向かったと見られる。

「本史料」ではこれに加えて、江戸出立から越中へ向かった行程に、より詳細な記述が見られる。

①江戸から越中まで

江戸で勘定奉行から三月五日付で、各地へ次の行程が伝えられた。

植村佐平次薬草御用ニ付、御越候道筋場所
江戸ハ中仙道通り信濃国 飛騨国 越中
国江懸越後国迄

一信濃国

佐久郡 諏訪郡 筑摩郡／此三郡ハ道筋近辺斗

小県郡 埴科郡 高井郡 【2丁A】

水内郡此四郡ハ不残相廻り候

一飛騨国／一国相廻り候積

一越中国飛騨国ハ越後国江通り道筋斗

一越後国／頸城郡 刈羽郡 魚沼郡 三嶋郡

古志／郡此五郡ハ不残相廻り候積り 【2丁B】

越後国長岡辺ハ信濃国懸り帰り候／右場所

村々ニ而案内人足并薬草見習候／者、所々ニ而指出し候様可相心得候／御料分御代官ハ申付候間、最寄ニ而承合其／格を以私領ニ而茂無滞様ニ可相心得候、且又脇／道江入込薬草致見分事有之節者、最／寄之村々ハ先々へ通達致手支無之様ニ／可仕候、御領私領之内入交候寺領社領之／分ハ最寄御代官所ハ相通可者也

亥／三月五日

【3丁A、B】

江戸を出発してから中仙道を通り、越中到着まで

は約2ヶ月である。その間に信濃と飛騨で採薬を行っており、その際には事前に、道筋近辺のみ採薬を行う地方と、郡全体を残らず採薬を行う地方が分けられていた。薬草見分の必要性の差や、見分ける土地の領地支配の問題など様々な理由が考えられるが、事前に現地に関する予備的な情報を得ての決定と見られる。

②飛騨から越中領内へ

飛騨吉城郡から越中蟹寺村にかけての日程や行程が詳細に記され、役人の宿場への付き添いや、引き継ぎのための情報交換が頻繁になされていたことがわかる。

飛騨領内の御薬草御用案内人から越中側役人に5月24日付で伝えられた内容は、

御薬草御用ニ御越被成植村佐平次様、今月廿四日飛州茂住村御泊ニ候、従是舟津町御廻り候成
今廿八日飛州杉原村御泊之様ニ候、飛州も御領内へ御趨り被成候節道法遠ク候而ハ、御不都合之由被仰候間、杉原も蟹寺御泊ニ被成可然御座存候、此間佐平次様江茂申上置候、若右之趣ニ而モ御着御不都合之義も御座候ワ、杉原迄被仰遣可申上候

一拙者義も御領内蟹寺村迄御見廻ニ参度存候間、

左様ニ廻而可申下候、尤立帰ニ罷越候ニ付一宿仕間敷候

一先頃も御領江尻理兵衛殿、東岩瀬源兵衛殿飛州へ為御聞合御越候節、委細得御意条不能諒以上
御薬草御用飛州御案内

崎田小兵衛判

五月二十四日

越中御領

御役人中様

追而右御越候日限若相違候事も出来仕候も重而可申進候間、左様ニ廻候可申候以上 【15丁A、B】とある。ここからわかる飛騨吉城郡から越中へ向か

う日程は、先ず下表のようにまとめられる。

5月24日(茂住村泊)→25日(船津町泊)→26日→27日→28日(杉原村泊)→蟹寺村へ
--

続く翌5月25日付の書面には、

佐平次様翌廿四日茂住村御泊、夫も舟津町御廻り被成候、廿八日杉原村御泊廿九日富山御領蟹寺村御泊、来朔日笹津村御昼頼、多ハ御泊とノ存候間、左様ニ御心得可被成此段不入申崎田小兵衛殿へ申来り候ニ付申進候、左候得ハ人足等之義、廿八日之朝とく新庄へ相揃、夫も笹津へ相詰候様ニ可申様御代官手代之宿ハ為不申候間其御心得可被成以上

五月廿五日午刻 天正寺村 彦三郎

【17丁A】

とあり、5月29日に蟹寺村、6月1日には笹津村へ到着する予定で、28日のうちに新庄へ人足を揃え、笹津へ詰めるように指示をしている。

さらに、富山領へ近づくにつれて先々の行程が確定し、先々へ伝えられていった。

5月26日には、

蟹寺村迄道程三里余有之由ノ右佐平次様御様子聞合ニ遣候、新庄新町弥三兵衛順道ノ罷歸り申候、弥廿九日富山御領へ御趨り相極候旨杉原村もノ蟹寺村迄道里程ならて無之ニ付何とそ廿九日ニハノ楡原迄御通成度程ニ左平次様申仰渡由、拙へノ無間違廿八日各々御出可成候、笹津向之外ハ右日限ノノ図りを以夫々御出可被成候以上

亥五月廿六日

【19丁A】

また5月27日巳刻付の書面では、
御泊付覚

一五月廿五日 舟津村 一同廿六日 杉崎村

一同 廿七日 三川原村 一同廿八日 杉原村

是も越中御領内 廿九日御越杉原村も越中御領

五月廿七日巳刻 山田村 庄助判

【19丁B】

とあり、飛騨から越中へ通過する行程は、船津以

降は宮川の右岸から左岸を通過して越中へ入ったと見られる。ここから、日程は次のようにまとめられる。

5月24日(茂住村泊)→25日(船津町泊)→26日(杉崎村泊)→27日(三川原村泊)→28日(杉原村泊)→29日(蟹寺村泊)→6月1日 笹津

2-3. 越中国内での行程

①蟹寺村から富山へ

蟹寺村から笹津に到着した後、越中国内の行程も日を追って変更されていったようである。

越中国での採薬は、当初「飛騨国と越後国江通り道筋斗」とあったように、富山から越後向かう道筋でのみ行う予定で、5月中には、ほぼそれに従って新川郡の村々へ採薬使が向かう旨が伝えられていった。

5月26日の廻状では、

兼浦山小摺戸舟見生地ニも向寄候と御申

遣可被成以上

右之通申来りニ付写仕進申候、本紙ハ泊へ遣申候以上

五月廿六日

【17丁B】

薬草御役人立山と御泊附之覚

一福沢 文殊寺 小坂 小原 布尻/才覚地 龜谷山

松倉 四尾谷 茗荷谷/千石 極楽寺 廣野 大浦

蓬沢/鹿熊 平沢 布施爪 内生谷 前沢/内山

音沢 蛭谷 泊町 境/大平 【18丁A】

往還道御泊附

滑川 御泊 三日市 御昼

舟見 御泊 【18丁B】

②立山来訪

6月2日には、さらにその後の訪問地と宿泊日程の詳細が訪問先に伝えられる。立山への来訪については、この時点で具体的に伝えられた。

別紙写之通り申来候、富山と立山へ御登山ニも被

成直御通り可被遊候哉、其段ハ相知不申候、先々ニも御返達可被成候以上

六月二日

【20丁B】

「本史料」での立山来訪に関連する部分を見ると、立山へ登る件は、ここで初めて提示されたようである。当初越中国での採薬が「飛騨国と越後国江通り道筋斗」と大まかに示されたいたところへ行程を具体化し立山来訪を組み入れたように見える。

別紙で示された越中国内での行程は、次のものである。

植村佐平次様御泊附之覚

六月二日/一笹津村 御昼

同日/一富山 御泊

同三日/一芦峯 御泊

四日/一桑ヶ谷 御泊

但翌日立山江御懸ケ

五日/一同所 御泊

六日/一芦峯寺村 御泊

七日/一前澤新村 御泊

八日/一魚津町 御泊

九日/一浦山 御泊

十日/泊町 御泊

右ハ彦三郎儀、翌日嶮寺村迄罷越

佐平次様へ急御用右之通御泊附等相

図り書上ケ申候而、唯今笹津迄罷帰候、

尤御泊所且又日限等延宿間違申義

有之候ワ、段々可申進候、乍然芦峯寺

御泊所通承合可被遣候

【21丁A、B・22丁A、B】

「尤御泊所且又日限等延宿間違申義/有之候ワ、段々可申進候」などの点からは、この日程が採薬の進み具合に応じて、さらに変更の可能性を含む、暫定的なものであったことがわかる。

この時点では6月3日～6月6日までを立山山中での採薬に充て、越中国内での行程日程は6月1日蟹寺村到着から6月10日までの10日間とし、その後

越後へ向かう、下表のように調整されていた。

6月2日(富山泊)→6月3日(芦峯寺泊)→
6月4日(桑ヶ谷泊)→6月5日(桑ヶ谷泊)→
6月6日(芦峯寺泊)→6月7日(前沢新村泊)→
6月8日(魚津町泊)→6月9日(浦山泊)→
6月10日(泊り町泊)→越後頸城郡へ

※6／2の時点で予定されていた行程・日程

2-4. 立山山域での植村政勝

具体的な立山山中での行動では、『諸州採葉記』の元になった素材をどれだけ入手していたか興味が持たれるが、「本史料」からは具体的なやりとりは不明である。ただ、立山山中での行程を記した部分は4箇所あり、いずれも立山での様子は「御機嫌よく」と見え、それに続けて行程、日程の変更と確認など連絡の内容が続く。

(6月4日付)

植村佐平次様御機嫌能立山御廻り／当九日晚浦山御泊、十日之晩泊町／御泊り、先達而天正寺も御廻状有之候、右之図り／ニ候得共、立山御往来御泊所違申儀も可有之間、／御泊断被成間敷候

【23丁B、24丁A】

植村佐平次様御様子遣申候ニ付致啓上候

御機嫌能御廻り被遊候趣、御満足ノ御義御座候、且又当四日之御紙面、同五日午刻時分／至来被仰下候、早々致承知相夫々相持候／立山御登山被遊候へ共、若御泊り所延ち、みいたし候

【24丁B、25丁A】

植村佐平次様御機好御登山、今晚芦峯寺村ニ御泊、明七日岩峯寺御昼、前沢新村御泊、夫も末先達申達候図ニ御座候間、夫々無油断御

申付可被成候 【26丁B】

具体的な薬草見分は、立山を下りてから芦峯寺付近で行われた。

植村佐平次様昨四日立山桑ヶ谷ニ御泊、

今日室堂御泊、明六日御帰桑ヶ谷泊、七日・芦峯寺御泊ニ罷成申候、然者先達而申進候、御泊附一日御延候間、先々左様ニ御心得可被成芦峯近所ニふしん一人為御掘成候、芦峯宮林後ノ山之内御見分相残申候間、此辺ハ八日ニ御見分被成、岩峯御泊御立可被成候、又御逗留可有之哉、其儀ハ難計候、若上品薬草有之候へハ献上有之ニ付、決而御逗留御座候、所々より薬草為御掘候成候ニ付はか取不申候、乍然一日ノ相延候御図り迄ニ候、先々其御心得被成候以上

六月五日 【25丁B、26丁A】

そして、このあと更に立山山中での宿泊場所が変更されていること、また芦峯付近での採葉には時間が掛かることが予想され、結果的にここで一日分の遅延が出たことになる。

立山での見分を終えた後の越中での行程・日程の調整は、次の6月7日付のものが最終となる。

植村佐平次様御泊附

当月八日	同日
岩峯寺御昼	前沢新村御泊り
同九日	同
滑川御昼	魚津御中入
同	同十日
三日市御泊り	浦山御中入
同	同
舟見御昼	泊り町御泊り

右の通り相決候而左様ニ御心得少出候

最前御泊所送申ニ付重而必割ニ御座候以上

六月七日

【29丁B】

ここから分かる、最終的な越中での日程は下表のようにまとめられる。

6月2日(富山泊)→6月3日(芦峯寺泊)→
6月4日(桑ヶ谷泊)→6月5日(室堂泊)→
6月6日(桑ヶ谷泊)→6月7日(芦峯寺泊)→
6月8日(前沢新村泊)→6月9日(三日市泊)→
6月10日(泊り町泊)→越後頸城郡へ

※太字は変更点

採薬の行程が途中で変更になるのは今回に限ったことではないが、立山での行程と具体的な見分で注目するのは、当初の予定に対して立山山域での滞在が一日延びていることと、それに伴い室堂での宿泊が追加されている点である。その理由は明確に記されていないが、変更の度に以降の宿場や道中筋での連絡調整に追われたことは、連日の頻繁な連絡から想像に難くない。

『諸州採薬記』では立山の滞在期間は「六月十日より同十五日夜まで此山に居る事五日」とあった記述は、実際には芦峯寺までの往復で見ると6月3日から6月7日までの5日間であったことがわかる。

ここまでのことから、立山山域で比較的長期間の採薬を行った理由が2点考えられる。

一つは、初めから長期の行程を予定していたので

はなく、実際に立山山域を訪れてから改めて興味を持った事柄が予想外に多かったのではないかと見られることである。立山での植村政勝の採薬の様子は「御機嫌能く登山」、或いは「御満足ノ御義御座候」とあるのみで具体的な内容は書かれぬが、『諸州採薬記』の記述にあるような、案内人の話を数多く記録した点には、採薬を行う任務とは別の植村政勝自身の関心があったように見られるからである。当初の6月2日付の日程には無かった室堂での宿泊も、途中で変更された予定外の行程であるが、時間をかけて雄山頂上の社殿や室堂一帯を観察し、その際の記述内容も筆者の関心の高さを示すものであろう。

もう一つは、芦峯寺付近では、「若上品薬草有之候へハ献上有之二付、決而御逗留御座候所々より薬草為御掘成候二付はか取不申候」とあるように、現地で、献上の必要があるような薬草を見分ける必要があり、予定以上に時間がかかることになったため、結果的に予定が一日延びたように見えることである。しかし、ここで生じた日程遅延は、その後に新川郡内での宿泊場所変更で調整され、越後への出国には影響していない。恐らくは、【19丁A】に示された新川郡の26ヶ村の採薬予定箇所についても、宿泊の宿場変更に伴い1日詰められた分、時間的な制約で変更された可能性もあろう。

3 「本史料」の翻刻

3-1. 「本史料」について

黒部市(旧宇奈月町)浦山の松儀家は、二代目伝右衛門が加賀藩より黒部奥山御縮方御用を命じられ、その後浦山宿御旅屋守、山廻り役、奥山廻り役をつとめた家柄である。同家に残された文書は、「松儀家文書」として旧宇奈月町教育委員会が目録を作成刊行し、現在は黒部市歴史民俗資料館が所蔵する。「本史料」は、五代目三右衛門の頃に書かれたもので、享保16年の越中での採薬使植村政勝による薬草見分

の役割、行程を記した回状を書留めたものである。

越中での採薬使の具体的な活動を知る上では、これまで管見した史料にはなかった、次のような点で史料として価値が高い。

- ①現時点で『覚為通聞記』以外に享保16年の越中での採薬行程を確認できる貴重な史料であること。
- ②薬草見分の規模を知る上で、多数の関係者の役割、立場が詳細に書かれていること。

③宿泊、昼休の場所、日程などが具体的に挙げられ、途中で変更の有無を含め、越中滞在中の行程が詳細が書かれており、採薬使の活動実態がわかること。

3-2. 「本史料」翻刻文

凡例

- ・行の字詰めは原文の通り。
- ・判読不明の文字は□で示した。
- ・読点は筆者が振った。
- ・旧字、異体字は必要に応じて常用漢字に直した。
- ・頁は、各丁表面をA、裏面をBと表示した。

【1表紙A】

「享保十六年
薬草一卷
亥四月」

【1表紙B】

此方様^ら割場御足輕 高木／□勘助殿
同茂左衛門殿

【2丁A】

植村佐平次薬草御用ニ付、御越候道筋場所
江戸^ら中仙道通り信濃国飛驒国越中
国え懸越後国迄
一信濃国
佐久郡 諏訪郡 筑摩郡
此三郡ハ道筋近辺斗
小県郡 埴科郡 高井郡

【2丁B】

水内郡此四郡ハ不残相廻り候
一飛驒国
一国相廻り候積
一越中国飛驒国^ら越後国江通り道筋斗
一越後国
頸城郡 刈羽郡 魚沼郡 三嶋郡 古志
郡此五郡ハ不残相廻り候積り

【3丁A】

越後国長岡辺^ら信濃国懸り帰り候
右場所村々ニ而案内人足并薬草見習候
者、所々ニ而指出し候様可相心得候
御料分御代官^ら申付候間、最寄ニ而承合其
格を以私領ニ而茂無滞様ニ可相心得候、且又脇
道江入込薬草致見分事有之節者、最
寄之村々^ら先々へ通達致手支無之様ニ
可仕候、御領私領之内入交候寺領社領之

【3丁B】

分ハ最寄御代官所^ら相通可者也
亥

三月五日 弥三印
武右印
六郎左印
弥太印
源左印
ち筑後印
下野印
はりま播磨印
ひ肥後印²¹⁾

【4丁A】

右之国々所々
御領
私領 村々
名主
年寄

植村佐平次薬草御用ニ付、中仙道信濃
通飛驒国越中国江掛り越後国迄御越
夫^ら信濃国江懸り江戸江帰り候、来月五日
発足候間、道中人馬之儀往来者佐平次
断次第無滞可差出之其外、薬草并御用

【4丁B】

物持送り人足案内見習人足等入候時者、
是亦断次第無手支可指出候、佐平次自分

入用之人馬之分ハ御定之賃銭請取之断
次第人馬可指出候、通り筋^レ協道江入込葉
草致見分事有之節ハ最寄之宿々
^レ先々江致通達手支無滞様ニ可致者也
亥
三月廿五日

弥三印
武右印

【5丁A】

六郎左印
弥太印
源左印
筑後印
下野印
播磨印
肥後印²²⁾

中仙道

【5丁B】

板橋宿^レ
越後長岡迄
右宿々
問屋
年寄

覚

一此度植村佐平次様 御葉草御用ニ付
来月五日江戸御発足被遊候ニ付、御奉行所
様方^レ御触書一通被為遣候間送り遣申候

【6丁A】

宿々無滞様ニ可被遣候、尤墨付よこれ不申様ニ
大切被成可被遣候以上
亥 三月廿五日 板橋問屋

新右衛門

蕨宿

御問屋中

右 御本紙之義者、下海道春日新田

宿へ送り遣申候、依之御本紙写遣申候間

【6丁B】

御本紙之趣無滞様ニ可被成候以上

亥四月朔日

高田問屋

越後中屋鋪宿^レ

先々

御問屋衆中

右之通り申来候条可得其意候勤方々
之候義、追而可申渡候承知之印名ノ下合判
形先々江遣下、落着^レ可相返候以上

【7丁A】

亥四月八日 熊谷津左衛門印

杉浦権佐印

十右衛門

弥太夫

善三兵次

新左衛門

半三兵治

儀右衛門

【7丁B】

宗三郎

庄助

牛助

善右衛門

藤四郎

勘左衛門

七郎右衛門

加兵衛

次郎左衛門

【8丁A】

三右衛門

太郎左衛門

四郎次郎

源左衛門

平左衛門

市ノ江役所

有金役所

四月十二日卯ノ下刻生地 〆 出来
同辰ノ刻ニ舟見遣申候

【8丁B】

今般従 公義葉草為御用植村佐平次
罷越候割面々役御付之覚
一山案内人裁許 太田本郷村 善右衛門
西水橋 勘左衛門
一葉草見習人葉草 石佛村 吉兵衛
掘人足裁許

一笹津村 〆 上新川宿之所ニ而 天正寺 彦三郎
諸事御用承押請可仕事

【9丁A】

一魚津 〆 境迄右同断 泊町弥太夫
一笹津村旅宿拵 山室町村藤四郎
神田村七郎右衛門
一同所旅宿并縮方裁許 黒崎村宗三郎
一同所船渡場裁許 東岩瀬源兵衛
山室江口村平助
一町新庄村宿縮裁許 新堀村半三郎
一水橋宿場川渡共裁許 西水橋和十郎
新堀村八兵衛

【9丁B】

一滑川宿縮 北野村新左衛門
一早月川、越裁許 江上村次郎吉
黒崎村三郎兵衛
一布施川片貝川同断 石佛村平七郎
山田村助右衛門
一三日市村宿縮 山田村庄助
一浦山村宿縮 浦山村紋丞
昼休泊所ニ罷成候ハ、生地村次郎兵衛可罷出候
一舟見村宿縮 舟見村四郎次郎

生地村次郎兵衛

【10丁A】

一小川、越裁許 江上村喜八郎
一泊町宿縮 泊町徳兵衛
一境川、越裁許 生地村清次
一手明人 吉嶋村紋右衛門
小摺戸村太右衛門
一葉草見習人 米田村勘左衛門
中市村三郎右衛門
中野島村五右衛門
但此三人之者共罷出
相勤候様ニ可申渡候

【10丁B】

一笹津村新庄村肴裁許滑川町肝煎
組合頭之内相副可申事
右之通り得其意、手間無之様ニ可相心
得候、当十一日頃飛州高山江可罷越哉旨
彦三郎方 〆 申越候間、左候へハ間茂有之
間鋪候条油断仕間鋪承知之驗
各下合判形先々へ遣、落着 〆 可相
返候以上

亥 四月九日

子ノ刻ニ出ス

【11丁A】

此場回状四月十二日 熊谷津左衛門印
申ノ刻ニ生地 〆 請取 杉浦権佐印
同刻ニ舟見四郎次郎御方 御扶持人
遣申候以上 十村 人々
山廻り

【11丁B】

(裏白)

【12丁A】

今般従 公義葉草為御用植村佐平次
罷越候割面々役付之覚
一山案内人裁許 小摺戸村太郎左衛門
太田本郷村善右衛門

一薬草見習人薬草

掘人足才許 舟見村四郎次郎

一笹津村[△]新川宿々 天正寺村彦三郎

所々ニ而諸事御用承押請可仕事

一魚津[△]境迄右同断 泊町弥太夫

一笹津村旅宿拵 山室町村藤四郎

西水橋勘左衛門

【12丁B】

一同所書宿并縮方裁許 黒崎村宗三郎

一同所舟渡場裁許 山室江口村平助

東岩瀬源兵衛

一町新庄村宿縮才許 新堀村半三郎

一水橋宿場川渡共裁許 西水橋和十郎

新堀村八兵衛

一滑川宿縮 北野村新左衛門

一早月川[△]越裁許 北野村新丞

石佛村平七郎

【13丁A】

一布施川片貝川同断 黒崎村三郎兵衛

江上村喜八郎

一三日市村宿縮 山田村庄助

一浦山村宿縮 浦山村紋丞

一舟見村宿縮 生地村次郎兵衛

一小川之越裁許 生地村清次

一泊町宿縮 泊町徳兵衛

一境川之裁許 境村源左衛門

【13丁B】

一手明人 吉嶋村紋右衛門

山田村助左衛門

神田村七郎右衛門

江上村次郎吉

但山小屋懸申出在之候も此内兩人

可申付事

一薬草見習人 中市村三郎右衛門

下金剛寺村宗右衛門

中ノ嶋村五右衛門

森村藤三郎

若栗村新助

但此五人ノものども罷出相勤申様可申渡

【14丁A】

一笹津村新庄村肴裁許 滑川町肝煎組合頭

之内相詰可申事

右之通可得其意候、先達而役付相約候得共、故障等有之ニ付役付仕替候条、手間無候様ニ可相心得候承知候験名之下合判形早々先迄遣、落着[△]可相返候以上

五月十四日

杉浦権佐印

熊谷津左衛門印

弥太夫 彦三郎印 半三郎印 利右衛門印 紋衛門印 / 宗三郎印 庄助印 次郎兵衛印

徳兵衛 勘左衛門印 善左衛門印 太郎左衛門 藤四郎印 / 平助印 □左衛門印 次郎吉印 四郎次郎 助左衛門印 新丞印 清次印 三郎兵衛印 八□□印 紋丞印 / 次郎印 喜左衛門印 平七郎印 源平へ

【14丁B】

市江役所印 有金役所印

同十七日未刻生地[△]出来同刻下立村[△]舟見へ送候私名下印形御座候ニ付附札ニ而私印形仕候

【15丁A】

御薬草御用ニ御越被成植村佐平次様、今月廿四日飛州茂住村御泊ニ候、従是舟津町へ御廻り被成今廿八日飛州杉原村御泊之様ニ候、飛州[△]も御領内へ御趨り被成候節道法遠ク候而ハ、御不都合之由被仰候間、杉原[△]鱒寺御泊ニ被成可然御座候、此間佐平次様江茂申上置候、若右之趣ニ而モ御着御不都合之義も御座候ワ、杉原辺迄被仰遣可申下候

一拙者義も御領内鱒寺村迄御見廻ニ参度存候間、左様ニ廻而可申下候、尤立帰ニ罷越候ニ付一宿仕

間敷候

一先頃も御領江尻理兵衛殿、東岩瀬源兵衛殿飛

【15丁B】

州へ為御聞合御越候節、委細得御意候条不能諒以上

御葉草御用飛州御案内

崎田小兵衛判

五月二十四日

越中御領

御役人中様

追而右御越候日限若相違候事も出来仕候も

重而可申進候間、左様ニ廻候可申候以上

【16丁A】

右之通飛州御代官手代方²²⁾ 〆廻状相廻

候ニ付、彦三郎方 〆指趣申候条、廿八日杉原泊り

廿九日鱒寺村泊り、来朔日笹津村相趨

可申候条可得其意候

一笹津村迄可相向役人中、其外人足葉

草見習人絵師筆役等諸懸り之者、

今月廿八日之朝、新庄迄相揃夫 〆

笹津村へ相詰候様ニ可相心得候、右御用

兼而申付置候通、夫々指問不申候様ニ

【16丁B】

可相心得候承知之驗名之下合判形

刻付を以直々に早々先々江相廻落着

〆可相返候以上

五月廿五日 酉ノ刻出 杉浦権佐印

熊谷津右衛門印

弥太夫 新右衛門印 紋右衛門印 庄助印 次郎兵

衛印 太郎左衛門／源左衛門 四郎次郎 徳兵衛

助左衛門印新丞印 佐次印 紋丞印

【17丁A】

佐平次様翌廿四日茂住村御泊、夫 〆舟津町

御廻り被成候、廿八日杉原村御泊廿九日富山御領

鱒寺村御泊、来朔日笹津村御昼頼、多ハ御泊と存候

間、左様ニ御心得可被成此段不入申崎田小兵衛殿へ

申来り候ニ付申進候、左候得ハ人足等之義、廿八日

之朝とく新庄へ相揃、夫 〆笹津へ相詰候様ニ

可申様御代官手代之宿ハ為不申候間其御心得可

被成以上

五月廿五日午刻

天正寺村

彦三郎

紋門様 庄助様 弥太夫様

【17丁B】

兼浦山小摺戸舟見生地ニも向寄候 〆御申

遣可被成以上

右之通申来りニ付写仕進申候、本紙ハ泊へ遣申候

以上

五月廿六日

山田村

庄助

佐兵衛様 弥丞様 太郎右衛門様 四郎次郎様

外小摺戸舟見杯右同断事申来候、可所々出申候

【18丁A】

葉草御役人立山 〆御泊附之覚

一福沢 文殊寺 小坂 小原 布尻

才覚地 龜谷山 松倉 四尾谷 茗荷谷

千石 極楽寺 廣野 大浦 蓬沢

鹿熊 平沢 布施爪 内生谷 前沢

内山 音沢 蛭谷 泊町 境

大平

【18丁B】

往還道御泊附

滑川 御泊 三日市 御昼

舟見 御泊

右如此之

御泊付覚

一五月廿五日 舟津村 一同廿六日 杉崎村

一同廿七日 三川原村 一同廿八日 杉原村

是 〆越中御領内 廿九日御越杉原村 〆越中御領

【19丁A】

鱒寺村迄道程三里余有之由

右佐平次様御様子聞合ニ遣候、新庄新町弥三兵衛順道
罷歸り申候、弥廿九日富山御領へ御趨り相極候旨杉原
村ら鱒寺村迄道里程ならて無之ニ付何とそ廿九日ニハ
楡原辺迄御通成度程ニ左平次様被仰渡由、拙へ
無間違廿八日各々御出可被成候、笹津向之外ハ右日
限ノ図りを以夫々御出可被成候以上

亥五月廿六日 天正寺彦三郎

紋門様 庄助様 弥太郎様

^(ママ)追詰山廻中へハ手寄之方ら夫々可申仰出候以上

右候通り申出候、写進候舟見小摺戸へも急達候、達
可被成以上

【19丁B】

五月廿七日巳刻 山田村 庄助判

生地村二郎兵衛様

浦山村紋丞様

如此申来候条写し進候、尤是ら滑川へまわり可申由
と存上申候、上手ニ而ハ猶更相知可申候も舟見へま
わり進候此迄舟見にて御兩人方へハ御了簡次第ニ
可被成候以上

浦山
紋丞判

五月廿七日

舟見／四郎次郎様

小摺戸／太郎右衛門様

一滑川より四郎次郎方へまわり御用判物廿七日朝遣候
ニ付、滑川より

躰四郎二郎ら舟見伊兵衛方へ一封右ニ付入遣申可候

【20丁A】

肝煎御方写候出来又写

植村佐平次様今晚鱒寺村ニ御泊成候明晩ハ

富山御泊り可被成旨罷仰渡候、然者御道筋ニ薬草
多有之御僚人ニ而半途ニ暮ニおよひ候へハ其所急ニ
御泊可被成候由被仰候、此義ハ万一之ため被仰聞候、
躰ニ御座候薬草御見分可被成場所も無之候ワ々

弥其御地御泊り御用意可被成従是ら飛脚を以

可申進所々御聞合之飛脚被遣候ニ付如此ニ而候以上

六月朔日 す江庄／伊兵衛様 江尻理兵衛
川上郷／茂兵衛様 十村伝蔵

【20丁B】

追而飛州御代官御手代、明朝鱒寺ら飛州へ
御歸可被成由ニ御座候以上

別紙写之通り申来候哉、富山ら立山へ御登山ニも
被成直御通り可被遊候哉、其段ハ相知不申候、先々
ニも御通達可被成候以上

六月二日 清水村／久兵衛様 す江庄／伊兵衛
松林村／宗門様 川上郷／茂兵衛

【21丁A】

植村佐平次様御泊附之覚

六月二日

一 笹津村 御昼

同日

一 富山 御泊

同三日

一 芦峯 御泊

四日

一 桑ヶ谷 御泊

但翌日立山江御懸ヶ

五日

一同所 御泊

【21丁B】

六日

一 芦峯寺村 御泊

七日

一 前澤新村 御泊

八日

一 魚津町 御泊

九日

一 浦山 御泊

十日

泊町 御泊

【22丁A】

右ハ彦三郎儀、翌日鱒寺村迄罷越

佐平次様へ急御用右之通御泊附等相
図り書上ヶ申候而唯今笹津迄罷歸候、
尤御泊所且又日限等延縮間違申義
有之候ワ、段々可申進候、乍然芦峯寺
御泊所通承合可被遣候
一外谷々江ハ多ハ御入込不被遊御様子ニ
候へ共先達テ申請候通御油断ハ被成

【22丁B】

間敷候以上

六月二日 天正寺村
彦三郎判
吉嶋村
紋左衛門判

新庄に堺迄宿々

川々役懸衆中

追而此紙面役所送を以御廻シ可被成候、黒崎へハ
三郎兵衛殿に右之趣可被仰通候、岩峯
芦峯へハ此方に申遣候以上

【23丁A】

新庄役所黒崎村三郎兵衛判 常願寺舟渡才許
米田村次郎左衛門判

西水橋和十郎判 北野村新左衛門判 新丞判
吉嶋山田村庄助判 浦山村紋丞判

右六月三日うし刻山田村に三日市村に至来
舟見村より生地村次郎兵衛方へ為持遣

【23丁B】

植村佐平次様御機嫌能立山御廻り
当九日之晩浦山御泊、十日之晩泊町
御泊り、先達而天正寺に御廻状有之候、右之図り
に候得共、立山御往来御泊所違申儀も可有之間、
御泊断被成間敷候
一御宿拵町掃除見認シ等夫々被仰付、尤
御宿之外宿割御申付可被成候、御宿違
申儀も可有之候間、左様可心得可被成候以上

【24丁A】

六月四日 泊町
紋太夫判

浦山村紋丞様
生地村次郎兵衛様

右六月五日午ノ下刻三日市に由出之至来いたし同刻
幸生地二郎兵衛へ此方より渡候

【24丁B】

植村佐平次様御様子遣申候に付致啓上候
御機嫌能御廻り被遊候趣、御満足ノ
御義御座候、且又当四日之御紙面、同五日午刻時分
至来被仰下候、早々致承知夫々相拵候
立山御登山被遊候へ共、若御泊り所延ち、みいたし候
一御宿之外、宿割御申付被成候、御宿違申儀も
可有之候、被仰下候儀前後用御宿
抜申儀之候哉、尤其内用意も可仕
被仰知可申候、別紙覚書為持遣申候

【25丁A】

御答方〇

此道に〇委細被仰知可申候以上

聞合候済
六月六日
泊町 紋丞
紋太夫様

追御宿主上下にて町端へ可罷出義と御座候
一宿場役人羽織袴にて町端へ罷出御目見仕候哉
但し夫々不存哉御尋候ハ、宿縮役人と可申上候
一町肝煎同断、如何被令断候義候
御先へ相通り可申候哉

【25丁B】

植村佐平次様昨四日立山桑ヶ谷に御泊、
今日室堂御泊、明六日御帰桑ヶ谷泊、七日
芦峯寺相泊に罷成申候、然者先達而申進候、御
泊附一日御延候間、先々左様ニ御心得可被成候、芦
峯近所にてふしん一人為御掘成候、芦峯
宮林後ノ山之内御見分相残申候間、此辺ハ八日ニ

御見分被成、岩嶺御泊ニ御立可被成候、又御逗留可有之候哉、其儀ハ難計候、若上品菓草

【26丁A】

有之候へハ献上有之二付、決而御逗留御座候所々より菓草為御掘成候ニ付はか取不申候、乍然一日ノ相延候御図り迄ニ候、先々其御心得可被成候以上

六月五日 天正寺村

彦三郎判

岩嶺より 前沢より
宗三郎様 助左衛門様 藤四郎様 右六月六日
壬刻山田も村
まわり至来同刻
舟見よりノ二郎兵衛方へ
遣申候

北野村新左衛門様 山田村ノ庄介様

此段魚津滑川へ可被仰遣候

浦山村 紋丞様 泊町徳兵衛様

如此申出候書様御名無之候へハ、若書落と御座候故夫へ進申候、□泊町へ

早々可被遣申候以上

六月六日 舟見より生地二郎兵衛様 紋丞判

【26丁B】

（ママ）
ノノ魚津北野も御達可被成候

植村佐平次様御機好御登山、今晚芦嶺寺村ニ御泊、明七日岩嶺寺御昼、前沢新村御泊、夫も末先達申達候図ニ御座候間、夫々無油断御申付可被成候

一宿継ノ人足廿五人外拾九人ノ四十四人

并才許人中無問違相詰御荷物等才許

人指図次第請取不作法無之様御申付

可被成候

【27丁A】

印

一御朱○馬并御馳走鞍置馬且又右御用置之人々伝馬指支不申様ニ宿々へ御

申付可被成候以上

六月六日

天正寺

彦三郎判

泊町

紋太夫判

吉嶋

紋右衛門判

岩嶺 前沢新 池田館舟渡所

滑川 早月川 片貝川 布施川

三日市 浦山 舟見 小川 泊町

右所々役人衆中

追而此状役所直々より被召寄御順達可有之以上
右六月七日午刻三日市も直々に舟見へ直クニ遣

【27丁B】

所々明日ハ御逗留被成候間、左様御心得可被成候、

佐平次様今七日過芦嶺寺御帰足被成候

八日

明日ハ御逗留被成明後○御立被成筈に申間左様御心得候可被成候、万一明日昼立も被成首尾ニ候ハ、早飛脚を以可申進候此趣先々御達可被成候以上

六月六日

天正寺

彦三郎

黒崎村宗三郎様 山田村助左衛門様

【28丁A】

右之通申来候ニ付送遣申し候以上

六月六日

黒崎村

宗三郎

山田村

助左衛門

前沢新 池田館 滑川 早月川

片貝川 布施川 三日市 浦山 舟見

小川 泊町

右所々
御役人衆中
右六月七日いノ刻三日市役所^ゝ同刻舟見役所へ遣

【28丁B】

覚
六月八日 九日
一前沢新村 御泊 一滑川 御昼
同晩 十日
一三日市 御泊 舟見 御昼

同晩
一泊町 御泊

ノ

右植村佐兵次様御宿所如此相極候条
三日市ノ儀、夫々無油断用意可被申付候、
浦山ノ儀も御中入可被遊も難計候間、是又
油断有間敷就夫御用有之条候又四郎

【29丁A】

并且合頭之内卷人同道候而明六つ時此方迄
可被罷出候、浦山二郎兵衛夫明ニ可被罷出候拙者
儀も唯今致帰宅候以上

六月七日戌ノ下刻 山田村庄助印
三日市又四郎殿
浦山伝右衛門殿

追而帰有之へ右之通二郎兵衛^ゝ可被申請候
如此申置候旨当所肝煎^ゝ紙面為廻申
ニ付写し進申候以上

六月八日 紋丞
二郎兵衛様 清次様 徳兵衛様 源左衛門様
右六月八日卯ノ下刻ニ舟見へ

遣

【29丁B】

植村佐平次様御泊附

当月八日 同日
岩嶮寺御昼 前沢新村御泊り

同九日 同
滑川御昼 魚津御中入

同 同十日
三日市御泊り 浦山御中入

同 同
舟見御昼 泊り町御泊り

右之通り相決候間左様ニ御心得可被遣候
最前御泊ノ所違申ニ付、重而必割ニ御座候以上
六月七日 泊り町紋太夫判

【30丁A】

天正寺村十右衛門判
同 彦三郎判
一御宿 与三兵衛
一御奉行御宿 紋丞
一割場御足輕御宿 九十郎
一御扶持人宿藤嶋^(ママ)ノ上下ノ九人 太平次
但 次郎 五郎印
一山廻り上下ノ五人宿 太平次
一見習上下 拾人 小衛門

【30丁B】

一御駕籠かき 人足 五郎三郎
才許人共
一薬草掘人足 伊兵衛
才許人共
一筆役絵師 喜平次
一手明人足才許人共 孫い

ノ

此外入用候へハ其刻ニ至何方成哉

まとめにかえて

小論では享保16年の越中での採薬行程、日程を「本史料」の記述を元に整理したことで、立山山域での採薬行程は室堂から雄山頂上まで及んでいたこと、予定の日程が現地へ入ってから1日延長されていた事実が明らかになった。延長に到った明確な理由は記されていないが『諸州採薬記』に見られる立山山域の詳細な記述の背景には、「ご機嫌よく」採薬を行いつつ「満足」し、採薬進捗の実情に合わせて日程変更を行った植村政勝の立山への関心の高さがあったように推察される。また、『諸州採薬記』に見られる越中、立山山域の地誌的記述については、これが書かれた時代（享保年間）を考慮しつつ、それに前後して書かれた他の紀行文の記述と比較した研究が必要であろう。

近世後期は、様々な階層や立場での情報と物のネットワークが整備、活用された時期であり、採薬使の活動でも、そのようなネットワークをふまえた視点は必要である。そこで、採薬使の具体的行動の事例収集での大きなテーマ「実際に薬草見分が行われた地方にとっての採薬使の意味」と「幕府が各地へ採薬使を派遣した意味」について今後の視点を指摘しておきたい。

まず、幕府による採薬使派遣は享保年間に本州、四国のほぼ全体に及び、全行程を年次毎に並べると重複も多く見られるが、ほぼ計画的な全国の悉皆調査を意識していたと見られる。受け入れ先にとって採薬使は、幕府から準備に詳細な指示を受けた上で薬草見習人や絵師、筆役や人足を同行させ大人数で進める調査であり、非常な負担ではあったろうが、受け入れる側にとっての利点も考えられる。諸藩の中には、同時期から幕末にかけて物産方、産物会所

などを設けて物産開発による財政の改革を行うところが見られるようになる。そのような領内での殖物政策などを円滑に進める上で、採薬使を通して得られた知識は生かされたものと思われるからである。ここから、採薬使が各地での産業振興に与えた影響という視点もまた必要と考える。

また、幕府の政策として採薬使派遣は、輸入薬種などの国産化が大きな動機であったが、実施に際しては、直接指示を出していた丹羽正伯の意向が大きく反映²³⁾したものだ点も重要であろう。後年、採薬使の活動がほぼ終了した享保20年（1735）に、諸藩の江戸留守居役に「諸国産物帳」の作成について、やはり採薬使と同様に丹羽から詳細な指示が出されている。この点に、各地への採薬使の派遣自体に「諸国産物帳」作成を視野に入れた知識普及と調査システムの準備作業の意味合いがあったように思われる。諸藩から幕府へ提出する「諸国産物帳」をまとめ上げるために、領内の村々では具体的調査が必要であった訳で、「諸国産物帳」の下書きや幕府提出前の写本の他に、領内での調査にかかわった具体的な文書史料²⁴⁾による、諸藩が領内で行った独自の物産調査の動きや「諸国産物帳」の作成との関わりも大切な視点であろう。

幕府による採薬使派遣には、「諸国産物帳」編集のため、各地では大規模な調査活動を円滑に進めるためのノウハウと、情報や人的なネットワークを築いておく意味があったものとする。さらに幕府による民情の視察といった政策上の意味合いなども加わった、複合した目的を持つ活動と見ることができるだろう。

謝 辞

「本史料」原文書の閲覧に際しては、黒部市歴史民俗資料館・黒部市立図書館宇奈月館から格別のご配慮をいただきました。ここにお名前を挙げてお礼申し上げます。

註

- 1) 浅見恵、安田健訳編『近世歴史資料集成第Ⅱ期第6巻『採葉志』(科学書院 1994)には『採葉使記』『山本篤慶採葉記』『木曾採葉記』(水谷豊文)、『伊吹山採葉記』(大窪舒三郎)など当時の採葉使記録を収録している。
- 2) 大槻如電『新撰洋学年表』(柏林社 昭和38)40頁に「同(享保)七年壬寅/野呂元丈北国採葉して北陸方物を著す/片仮名もて品目に阿蘭陀語を付けた」とある。『国書総目録』では『新撰洋学年表』の記述による引用として書名を載せるが所蔵する大学、図書館等の記載はない。
- 3) 原文書は個人蔵。拙稿「立山を訪れた幕府派遣採葉使 享保7年、16年の薬草見分に関する『為覚通聞記』の記述から」(『富山県立山博物館 研究紀要』第7号 2000)に当該部分の翻刻がある。
- 4) 黒部市歴史民俗資料館所蔵「松儀家文書」資料番号602(宇奈月町教育委員会『松儀家文書目録』31頁)
- 5) 続国史大系『徳川実記』6編 第六冊296頁
- 6) 磯野直秀『日本博物学誌年表』(平凡社 2006)269頁参照。
- 7) 『諸州採葉記』巻五の末には、「享保五庚子の夏より初て採葉の命を蒙り奉り、諸国を巡行する事 数年に及べり。其間草木の事及び経歴せし海山駅路のことまでも委く書記して奉れとの、小笠原石州君より仰有りて、九巻になして諸州採葉記と名付て奉り、其後命有りて巻数事繁ければ珍敷事計をつづめて記せよと有に依て、毎々抄録し奉る事しかり。享保五年より宝暦三年に終/奉宝暦五子年改 植村政勝勤録/右 家重公え奉る扣」とある。
- 8) 文言異同の校勘から3系統の写本が存在する。板坂耀子「『採葉記』の世界」(『福岡教育大学紀要』第1分冊文科編(38)1989)参照。小論での引用は、国立国会図書館山書を読む会編『江戸期山書翻刻叢書五・「諸州採葉記抄録」「遊毛記」』の翻刻による。同書の底本は国会図書館所蔵『諸州採葉記抄録』(請求番号:特七-390)
- 9) 最終巻末に、『諸州採葉記』の巻末の後書きにある政勝の言もそのままである。『諸州採葉記』では「小臣が如き愚昧の身にて事故もなく勤奉りき」とある部分を「小臣政勝が如き〜」としているのが、唯一植村政勝との関わりを示す部分だが、本文の筆者が植村政勝であることを示した部分とは考えにくい。
- 10) 前掲「『採葉記』の世界」参照。
- 11) 享保元年、江戸城本丸の奥御庭方となる。吉田弘「稲村佐平次政勝採葉行-植村家関係資料をひもとく-」(『東京家政大学博物館紀要 第14集』)参照。隠密活動を行ったとも言われるが、御庭番家筋には植村の名前はない。深井雅海「江戸幕府御庭番と幕政」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和54』)参照。
- 12) 国会図書館蔵白井文庫(請求番号:特1-659)国会図書館HP「描かれた動物・植物 江戸の博物誌」<http://www.ndl.go.jp/nature/cha1/index2.html#h201>参照。引用は、前掲『近世歴史資料集成第Ⅱ期第6巻『採葉志』(科学書院1994)の翻刻による。
- 13) 亜炭。「ウニ」は伊賀上野地方の方言。愛知、岐阜、三重には、亜炭が広く埋蔵されており、江戸時代から1970年代まで燃料として盛んに掘削された。
- 14) 実際には64艘。これは後に記録をまとめた際の錯誤か。
- 15) 天保15年に立山へ登った加賀藩儒金子盤蝸の記録『立山遊記』には、地獄谷周辺で地獄巡りの案内をする僧らに対して「初メ八寒地獄ヨリ血ノ池ニ至ル迄僧色々ト地獄ノ妄説ヲ説キ銭ヲ貪リテ甚だ退屈ス」とあるのも同様のものか。
- 16) この部分は異本によって差違が見られ、元の内容が判断しづらい。雪の深さについて、「四

五尺」とするものと「壹丈四五尺」とするものがある。植村政勝が立山を訪れていたのは、時期的には太陽暦の7月5日から10日前後にあたり、残雪が「壹丈尺四五尺」とするのは特異にも見える。ただ、この部分を「暑熱のつよき方」と「暑熱のよわき方」とするもの両方があり、実際の観察とも、修辭的な誇張とも考えられる。同様に、「雪例年酷暑の節一日の内にもきゆる事なし」の部分についても「～消ゆることあり」とする異本もある。何れも立山の平地とは違う異常な自然環境に驚嘆する意図でどちらにも解釈可能である。何れにしてもこの部分は、案内人が雪について語った部分を、植村自身が興味を持って書き留めたものであることには違いない。

- 17) 前掲 磯野『日本博物誌年表』による。採葉の行程は当初の予定以外に、途中で追加や変更の例も見られるが、この日程は予定ではなく、行程終了後に報告されたものである。
- 18) 拙稿「越中での幕命採葉使受入の実態について」(『富山県立山博物館 研究紀要』第18号 2011) 参照。
- 19) 富山県立図書館蔵「前田文書」(請求記号：前-18)。慶長元年から元文5年9月まで、主に富山藩内の事実を日記体で19冊に記録する。富山藩の儒学者吉川

十郎右衛門長能から親子三代にわたって書き継がれたとされる。小論での引用は、新田二郎編越中資料集成3『吉川随筆・前田氏家乗』(桂書房 昭和63)による。

- 20) 『御家中分限改』(富山県立図書館蔵「富山藩文書」請求記号：富-124) 享保20年には、石高は200石とある。
- 21) 「弥三」は細田弥三郎時以、「武右」は神谷武右衛門久敏、「六郎左」は辻六郎左衛門守参、「弥太」は杉岡弥太郎能連、「源左」は萩原源左衛門美雅、いずれも幕府勘定吟味役。また「ち筑後」は松波筑後守正春、「下野」は稻生下野守正武、「はりま播磨」は寛播磨守正輔、「ひ肥後」は駒木根肥後守政方で、いずれも幕府勘定奉行。
- 22) 当時(享保13年5月～延享2年3月)、飛騨代官所の代官は長谷川庄五郎忠崇、手代は、木村斧七、石代太七、小林儀左右衛門、黒河伝内。岐阜県歴史資料保存協会編『飛騨郡代高山陣屋文書目録』(1983) 参照。
- 23) 『色彩 江戸博物学集成』(平凡社 1994) 54～72頁 安田健「丹羽正伯」の章参照。
- 24) 一例として、福岡県立図書館所蔵『筑前國産物並絵図取調等覚書』がある。これは、福岡藩での5年をかけたの編集の経緯に関するもので、江戸留守居役と国元とのやり取りや丹羽正伯

が指示する書式、照会や督促の様子などを記録する。